

答 申 第 5 0 号
平成19年 5 月 1 日

青森県議会議長 殿

青森県情報公開審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成18年 9 月14日付け青議第215号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成17年度分の政務調査費の支出に関する各会派の帳簿についての不開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

第 1 審査会の結論

青森県議会議長（以下「実施機関」という。）が「平成17年度分の青森県政務調査費の交付に関する規程第6条による各会派の帳簿。但し、日本共産党分を除く。」（以下「本文書」という。）について、不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成18年8月7日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本文書について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、本文書については保有していないとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年8月11日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年8月15日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件開示請求の内容について開示するとの決定を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね、次のとおりである。

- (1) 本件開示請求の対象とした実施機関は青森県議会であり、本件開示請求の対象とした文書は、青森県政務調査費の交付に関する規程（平成13年3月青森県議会告示第1号。以下「政務調査費交付規程」という。）第6条、すなわち、「会派の政務調査費経理責任者は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明らかにするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。」との規定により作成された会計帳簿である。しかし、青森県政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月青森県条例第45号。以下「政務調査費交付条例」という。）及び政務調査費交付規程においても、当該帳簿について、議長あて提出義務が課せられている文書ではない。
- (2) 実施機関は、当該文書について「保有していない」ことを不開示理由としている。情報公開請求の対象となる文書について、条例第2条第2号は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定めており、その解釈と運用に当たっては、「実施機関の職員」には議会の議員も含まれ、「職務上作成し、又は取得した」とは、「実施機関の職員が、法律、命令、条例、規則、規程、通達等により与えられた任務又は権限の範囲内において作成し、又は取得した場合をいう」としている。
本件開示請求の対象とした文書（帳簿）は、県議会各会派内において、会派に交付された政務調査費の支出についてまさに組織的に管理するために、実施機関の職員である議会の議員によって作成されているもので、開示・不開示の判断に際しては、実施機関の長が保有しているかどうかということが判断基準とはされておらず、したがって、本件開示請求文書は条例上の行政文書に該当するものである。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び第14項並びに政務調査費交付条例及び政務調査費交付規程に基づき、青森県議会の各会派に対して交付される政務調査費（議員一人当たり月額31万円）は、地方自治法第232条の2に定める補助金を根拠に扱われきた経緯があり、したがって、その支出は「公益上必要ある場合」に限定され、認められるものである。また、政務調査費は、「青森県議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として」（政務調査費交付条例第1条）交付されるものであり、ゆえに、政務調査費が、政党本来の活動や選挙活動はもちろんのこと、

職員個人の生活等に関する費用に充てることができないのは自明のことである。

- (4) 政務調査費を地方自治法において明確にすることとした平成12年5月18日開催の衆議院地方行政委員会において、斉藤斗志二委員長は「また、地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて、情報公開を促進する観点から、その用途の透明性を確保することが重要になっております。」と述べ、地方自治法の一部を改正する法律案の趣旨説明をし、「用途の透明性確保」の重要性について述べている。

政務調査費交付条例第8条は「会派は、政務調査費を別に定める用途基準に従い、使用しなければならない」としており、第10条では「政務調査費の適正な運用を期すため」の調査権が議長に与えられ、第11条においては「政務調査費による支出（第8条に規定する用途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。」としている。つまり、政務調査費としての支出に該当するか否かは、この返還請求権の有無を決する事実そのものであり、政務調査費交付規程第6条が「会派の政務調査費経理責任者は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明らかにするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。」と定めているのはまさに議長による調査権を担保するということに意義があるのであり、もし仮に政務調査費が交付された会派において証拠書類等の整理保管がなされていないならば「用途の透明性確保」という前記法改正時の一方の意義そのものが踏みにじられるものである。

- (5) このことについては既に青森地方裁判所平成15年（行ウ）第1号違法確認等請求事件（平成16年2月24日判決）によっても、以下のとおり判示されている。

「地方自治法が議員の調査研究に資するため必要な経費として政務調査費を交付することとした反面において、交付を受けた議員に対して収支報告書の提出を義務づけるとともに（地方自治法100条12項、13項）、条例（弘前市議会政務調査費の交付に関する条例。以下この引用部分において同じ。）及び規則（弘前市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則。以下この引用部分において同じ。）が政務調査費の細目にわたる用途基準を定めていることからすれば、政務調査費が法の趣旨に合致した用途以外に使われることは、法の厳しく禁じるどころと解される。このことに、規則が、交付を受けた議員に対し、政務調査費に係る会計帳簿の調整や領収書等の支出を明らかにする書類の整理を義務づけ、当該会計帳簿及び書類の保管を義務付けていること（7条）を考え合わせれば、被告は、当該市議会議員に交付された政務調査費が用途基準に合致して支出されているかについて疑われる事情がある場合には、これを調査し、その結果、用途基準に合致しない支出がされていた場

合には、その返還を求める義務を負うと解するのが相当である。なお、条例及び規則には、収支報告の際に上記領収書等の書類を提出することを求める規定はないが、このことは、被告において収支報告書の提出を受けた後に、用途について調査する義務を負うと解することを妨げるものではない。」

- (6) 本件開示請求の対象となっている会計帳簿は議長あてに提出が義務付けられているものではないが、前記のとおり会派の外部の者である議長の調査の対象となり得る文書として規定されており、提出を義務付けられている収支報告書を補完・説明することを前提として議会内において調整・保管が義務付けられているもので、専ら文書の所持者の利用に供する目的で調整され、保管されているものではない、と解すべきが相当である。そうすると、議長に提出され、保有・管理されているか否かということは本件の場合には争点にはならず、条例第2条第2号の解釈・運用上も本件開示請求の対象とした会計帳簿は実質的に「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に該当することになる。

なお、神奈川県情報公開条例では、実施機関職員に「議会の議員」は含まれておらず、したがって、実施機関が理由説明書において引用している東京高等裁判所の判断は、本件異議申立てについての判断材料にはならないものである。

- (7) 本件開示請求対象の文書は政務調査費交付条例によれば、次のとおり位置付けられているものである。すなわち、政務調査費交付条例第4条においては、

「議員が会派を結成し、会派に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務調査費経理責任者を定め、その代表者は、次に掲げる事項を記載した会派結成届を青森県議会の議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 会派の名称及び代表者の氏名
- (2) 政務調査費経理責任者の氏名
- (3) 所属議員の数
- (4) 所属議員の氏名」

として条例において実施機関の職員として位置付けがなされている議員が、その所属する会派において組織的に用いることを前提に会派において選任され、その選任された議員によって作成されたものである。

また、政務調査費交付条例第10条において、「議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。」とされ、さらには、政務調査費交付規程第6条において「会派の政務調査費経理責任者は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明らかにするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない」と定められているとおり調査対象とされ、会派において保管が義務付けら

れている文書である。

以上のことからすれば、本件文書は実施機関の職員により、組織的に用いることを前提として作成され、保管されているものである。また、青森県政務調査費は青森県監査委員による監査対象ともされているところ、監査の際にも当然のこととして本件文書は必要不可欠な文書であり、そうすると、本件文書は条例が定義する行政文書にほかならない。

- (8) 以上のとおり、不開示理由に合理性はない。よって、本件処分は違法・不当であり、本件処分を取り消し、本件開示請求の内容について「開示する」との決定を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書及び意見書によると、おおむね、次のとおりである。

1 政務調査費交付条例について

地方自治法第100条第13項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と定められており、また、同条第14項において、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と定められており、これらの規定に基づき、平成13年3月、政務調査費交付条例が制定されたところである。

2 政務調査費交付条例の概要について

政務調査費交付条例第2条において「政務調査費は、会派（所属議員が一人の場合を含む。）に対し交付する。」と定められており、また、同条例第4条において、

「議員が会派を結成し、会派に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務調査費経理責任者を定め、その代表者は、次に掲げる事項を記載した会派結成届を青森県議会の議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 会派の名称及び代表者の氏名
- (2) 政務調査費経理責任者の氏名
- (3) 所属議員の数
- (4) 所属議員の氏名」

と定められており、さらに、同条例第9条において、

「会派の代表者は、毎年度、当該年度の終了の日の翌日から起算して30日以内に、次に掲げる事項を記載した政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を議長に提出しなければならない。

- (1) 会派の名称及び代表者の氏名
- (2) 政務調査費に係る収入額の内訳及び合計額
- (3) 政務調査費に係る支出額の内訳及び合計額
- (4) 政務調査費に係る収入額合計と支出額合計との差引額
- (5) その他必要な事項」

と定められている。

これらの規定に基づき、会派の代表者から、議長に対して会派結成届が提出され、政務調査費が各会派に対して交付されるとともに、年度終了後、会派の代表者から、議長に対して収支報告書が提出されることとなっているところであるが、会計帳簿等については、議長への提出は義務付けられていないところである。

3 政務調査費交付規程の概要について

政務調査費交付規程第7条において、「条例第12条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して30日を経過した日の翌日からすることができる。」と定められており、また、同規程第6条において、「会派の政務調査費経理責任者は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明らかにするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。」と定められており、これらの規定に基づき、政務調査費に係る収支報告書については、議長に対して提出されることから、当事務局において保有し管理するとともに、閲覧に供しているところであるが、会計帳簿等については、前記2のとおり議長への提出を義務付けられているものではないことから、同会計帳簿等については、議長は保有し管理しているものではない。

4 開示請求に係る対応について

- (1) 議会における「会派」は、一般的には、主義主張を同じくする議員が、同志的つながりをもって議会内で交渉、行動することを目的として結成されるものである。

また、議会における「会派」は、地方自治法や県議会の委員会条例等において、組織として規定されているものではなく、議会とは独立した任意の団体と位置付けられているところである。

政務調査費に係る会計帳簿等は、各会派の政務調査費経理責任者が調製し管理しているところであるが、保管方法等については、青森県議会事務局処務規程等の規定が

適用されるべきものではなく、各会派において独自に管理されているところである。

したがって、議会とは独立した団体として位置付けられる「会派」において作成し、管理している会計帳簿等については、県議会として組織的に用いているものではなく、県議会としては保有していないことから、当該帳簿については「不存在」と言わざるを得ない。

なお、会派において保有する帳簿等について、議会において不存在を理由として開示しなかったことに関する訴訟として、「神奈川県議会文書開示拒否処分取消請求事件」（平成13年9月26日東京高裁判決）が挙げられるが、同判決によれば、「現金出納簿は会派が作成した文書であり、証拠書類等は、会派が取得した文書であり、その後も会派が管理する文書である」、「会派は、県議会の機関ではなく、独立した団体であるから、会派の保有する文書に対しては当然に県議会の管理権が及ぶものではない。」とし、さらに、「議会は、帳簿等を作成・取得・管理していないし、また、議会の管理権が当該帳簿等に及ぶものではないことから、議会において、神奈川県議会の公文書の公開に関する条例の公文書に該当しない」として、その公開請求を却下したことは適法であると判示したところである。

- (2) 異議申立人は、平成18年10月19日付けの反論書において、議員が実施機関の職員に含まれるとの理由をもって、「会派」が作成し、管理する帳簿も行政文書であると主張するが、しかし、行政文書であるための要件として、実施機関が組織的に用いるものとして保有していることが必要であるところ、当該帳簿は、議会とは独立した団体として位置付けられる「会派」において作成し、管理されているものであり、実施機関である県議会が組織的に用いるものとして保有しているものではない。したがって、議員が実施機関の職員に含まれるか否かにかかわらず、行政文書は不存在となるものである。

また、「議長に提出され、保有・管理されているか否かということは本件の場合には争点にはならず、…会計帳簿は実質的に「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に該当することになる。」と主張するが、「行政文書」といえるかどうかについては、組織として用いるものとして実施機関である議会が保有しているかどうかは欠くことのできない要件であり、当該帳簿について「行政文書」というためには、当該帳簿が議長に提出され、同議長において保有・管理されていることが必要となるものである。

さらに、理由説明書に記載した神奈川県議会の裁判例に関して、「神奈川県情報公開条例では、実施機関職員に「議会の議員」が含まれておらず、したがって、東京高等裁判所の判断は本件異議申立てについての判断材料にはならない」と主張するが、しかし、東京高等裁判所の判決においては、帳簿は「会派」が保有していることを理由として行政文書に該当しないものとして公開請求を却下したことを適法とする原判決を引用したうえで、この理由に付加して、「実施機関の職員」に議員が含まれていないことを理由の一つに確認的に加えているにすぎないものである。

当該裁判例は、帳簿が議長に提出されず「会派」において保有している事案であり、本件事案と極めて類似するものであり、情報公開条例において「実施機関の職員」に議員が含まれているか否かにかかわらず、「会派」の保有する帳簿が行政文書に該当しないものとして、公開請求を却下したことは適法であるとの判示は、高く評価されるべきものである。

- (3) 異議申立人は、政務調査費に係る議長の調査や監査委員の監査が、必要に応じて実施され、会派が保有する帳簿等が対象となることをもって、当該帳簿を行政文書であると主張しているが、これらの議長の調査や監査委員の監査に当たって必要な書類は、行政文書であるか否かにかかわらず対象となるものであり、このことは、調査及び監査によって行政文書の範囲が拡大することを認めるものではない。

行政文書としての要件は、実施機関の職員が作成・取得し、組織的に用いるものとして保有していることが必要であるが、帳簿は、議会とは独立した団体として位置付けられる「会派」において作成し、管理・保有されているものであり、県議会として組織的に用いているものではなく、また保有していないものであり、議長の調査や監査委員の監査の対象となることをもって、会派が保有している帳簿を行政文書であるとすることはできない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としないことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件文書について

本件文書は、政務調査費交付条例に基づき、各会派が平成17年度において交付を受けた政務調査費に関し、政務調査費交付規程第6条の規定により、各会派の政務調査費経理責任者が、当該政務調査費の支出について調製した会計帳簿である。

3 条例第2条第2号への該当性について

実施機関は、本件文書は、実施機関とは独立した団体として位置付けられる「会派」において作成し、管理されているものであり、実施機関である議会が保有しているものではないとして本件処分を行っているので、以下、会派が作成、保管する本件文書の条例第2条第2号への該当性について検討する。

(1) 行政文書の範囲について

ア 条例第2条第2号は、条例による開示請求の対象となる行政文書の範囲について、同号本文で「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定している。

イ 同号本文に規定する「実施機関」については、条例第2条第1号において「知事、病院事業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び警察本部長をいう。」と規定している。

ウ また、同号本文に規定する「実施機関の職員」とは、知事、議会の議員、行政委員会の委員及び監査委員のほか、実施機関の指揮監督権限に服するすべての職員をいい、実施機関の附属機関の委員を含むものであり、「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が、法律、命令、条例、規則、規程、通達等により与えられた任務又は権限の範囲内において作成し、又は取得した場合をいうものである。

(2) 会派が実施機関としての議会に含まれるかどうかについて

ア 本件文書は、前述のとおり、政務調査費交付条例に基づき、各会派が交付を受けた政務調査費に関し、政務調査費交付規程第6条の規定により、各会派の政務調査費経理責任者が、当該政務調査費の支出について調製した会計帳簿であり、当該各会派が保有しているものである。

したがって、本件文書が条例第2条第2号の行政文書に該当するかどうかは、結局のところ、会派が、条例第2条第1号に規定する実施機関としての議会に含まれるかどうかである。そこで、会派の役割、会派と実施機関としての議会との関係について検討する。

イ 本件文書を保有する会派については、政務調査費交付条例では、「青森県議会における会派」をいうものとしているが、会派そのものの定義規定はなく、また、政

務調査費交付条例の制定の根拠となる地方自治法第100条第13項に規定する「会派」についても、同法では特別の定義規定を置いていないところである。

ウ 他方、青森県議会における会派について、当審査会が調査したところによれば、次の事実が認められる。

すなわち、会派は、議会の議員によって構成され、会派を結成したときは、会派の名称、代表者の名称及び所属議員の名称を文書で議長に届け出るものとされ、届け出た事項に変更が生じたときも同様とするものとされている。

また、2月定例会にのみ行われる代表的一般質問は、所属議員5人以上の会派の議員が行うものとされ、それ以外の一般質問も、その割当人数は会派等の所属議員の比率を基礎として調整して決定されるほか、一般質問や議案に対する質疑の発言順序も多数会派順とされている。常任委員会や特別委員会の委員の選任の際には各会派から候補者を申し出させるほか、議会運営委員会の委員は、所属議員5人以上の会派に、それらの会派の所属議員数の比率により割り当てられるところである。そして、議員の控室も、会派別にその所属議員数に応じて割り当てるのが例とされている。

さらに、議会には、正副議長、各会派の代表者1人、無所属議員から構成される各会派代表者会議があり、議会の諸事項に関し、各会派への周知や意向確認等のため、必要に応じて議長が招集し、最近では、議員全員協議会の開催や議員定数等検討委員会の設置、市町村合併に伴う選挙区等についての県議会の対応などが協議されている。

エ このことからすれば、会派は、議会内において、主義主張を同じくする議員が、同志的つながりをもって議会内で交渉、行動することを目的として結成される団体であり、議会の議事運営に重要な役割を果たしていることが認められる。

オ 以上の議会における会派の役割に照らせば、会派は、単なる議員の集団ないしは行動単位とは異なり、団体としての性格を有するものである。また、地方自治法その他の関係法令等に照らしても、会派が議会の一機関であると認めることはできない。

カ よって、会派については、条例第2条第1号に規定する実施機関としての議会に含めることはできない。

(3) 異議申立人は、政務調査費交付条例に基づき会派に交付された政務調査費については、必要に応じ議長が調査を行うものであり、本件文書が当該調査の対象となることから、実施機関の職員により、組織的に用いることを前提として作成され、保管されているものとし、また、当該政務調査費は県監査委員による監査対象でもあり、

監査の際にも本件文書は必要不可欠な文書であって、行政文書にほかならないとしているところである。

しかしながら、政務調査費交付条例第10条の規定による議長の調査は、政務調査費の適正な運用を期すために議長に与えられた権限であり、また、本件文書が政務調査費交付規程第6条において一定期間保存義務が課せられているのも、議長の調査権限を実効的にするための制度であると解されるものである。したがって、本件文書が当該調査の対象となることをもって、直ちに、会派が保有する本件文書について、議会も保有しているということとはできない。

また、監査委員の監査についても、当該監査が地方自治法第199条第7項の規定によるものだとすれば、当該監査の対象は、当該地方公共団体が与えている補助金等の財政的援助に係るものであり、財政的援助は民間団体等に対しても行われていることから、当該監査の際必要となる書類は、行政文書であるか否かにかかわらないものである。

- (4) 以上から、本件文書は、会派において作成し、会派が保有しているものであり、実施機関である議会が保有しているものではないことから、本件文書は、条例第2条第2号に規定する行政文書に該当しない。

3 結論

以上のとおり、実施機関は、本件文書を保有していないと認められるので、第1のとおりに判断する。

4 付言

上記のとおり、会派が保有する本件文書については、現行の条例を前提とする限り、その解釈として、条例上の行政文書に含めることはできないとの結論に至ったところである。

しかしながら、政務調査費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の地方自治法の改正により制度化されたものであり、同法の施行に当たっての、各都道府県議会事務局長等に対する旧自治省行政課長通知においては、「政務調査費については、情報公開を促進し、その使途の透明性を確保することも重要であるとされていることから、条例の制定にあたっては、例えば、政務調査費に係る収入及び支出の報告書等の書類を情報公開や閲覧の対象とすることを検討するなど透明性の確保に十分意を用いること。」とされているところである。

現行の政務調査費交付条例は、議長が会派の代表者に政務調査費の収支報告書の提出を義務付けているにとどまり、政務調査費の支出に係る会計帳簿や証拠書類等については会派が保有していることから、これらの書類は情報公開や閲覧の対象とはなっていない

い。このため、当該政務調査費が適正に運用されているかどうかについては、現行の政務調査費交付条例においては、結局のところ、議長の調査権限の行使に委ねるほかないこととなる。

現在、全国の議会では、政務調査費の透明化を目的に収支報告書への領収書等の添付を義務付けるなど、制度改革に向けた動きが活発化している状況にある。

このことを踏まえると、実施機関においても、政務調査費の一層の透明性を図る観点から、政務調査費の支出に係る会計帳簿や証拠書類等の情報公開について、必要な検討を行う時期にあるものと考えらる。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 9 月15日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成18年 9 月28日 (第123回審査会)	・審査を行った。
平成18年10月10日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成18年10月20日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成18年10月26日 (第124回審査会)	・審査を行った。
平成18年11月21日	・実施機関からの意見書を受理した。
平成18年11月22日 (第125回審査会)	・審査を行った。
平成18年11月29日	・異議申立人からの反論書(主張の補充)を受理した。
平成18年12月21日 (第126回審査会)	・審査を行った。
平成19年 1 月18日	・実施機関からの意見書を受理した。 ・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成19年 1 月25日 (第127回審査会)	・審査を行った。
平成19年 2 月22日 (第128回審査会)	・審査を行った。

平成19年 3月23日 (第129回審査会)	・ 審査を行った。
平成19年 4月26日 (第130回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏名	役職名等	備考
石岡 隆司	弁護士	会長
栗原由紀子	青森中央学院大学経営法学部講師	
紺屋 博昭	弘前大学人文学部准教授	
平井 卓	青森大学経営学部非常勤講師	会長職務代理者
三上久美子	特定非営利活動法人ウィメンズネット 青森理事長	

(平成19年5月1日現在)